1. 議事日程

〔令和4年第3回安芸高田市議会9月定例会第22日目〕

令和 4 年 9 月 2 8 日 午 前 1 0 時 開 会 於 安芸高田市議場

日程第1	会議録署名議員の指名				
日程第2	議案第50号	安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例			
		の一部を改正する条例			
日程第3	議案第51号	安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条			
		例			
日程第4	議案第52号	安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正			
		する条例			
日程第5	議案第53号	広島県水道広域連合企業団の設立について			
日程第6	認定第1号	令和3年度安芸高田市一般会計決算の認定について			
日程第7	認定第2号	令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定につい			
日程第8	認定第3号	令和3年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定につ			
	mm. L. tata	NT			
日程第9	認定第4号	令和3年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について			
日程第10	認定第5号	令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定に			
		ついて			
日程第11	認定第6号	令和3年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定につ			
		いて			
日程第12	認定第7号	令和3年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会			
		計決算の認定について			
日程第13	認定第8号	令和3年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について			
日程第14	認定第9号	令和3年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について			
日程第15	認定第10号	令和3年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について			
日程第16	認定第11号	令和3年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について			
日程第17	認定第12号	令和3年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について			
日程第18	認定第13号	令和3年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について			
日程第19	認定第14号	令和3年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について			
日程第20	認定第15号	令和3年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について			
日程第21	認定第16号	令和3年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認			
		定について			
日程第22	認定第17号	令和3年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定			
		について			
日程第23	議案第62号	財産の取得について			
日程第24	閉会中の継続	売審査の件について			

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	南	澤	克	彦	2番	田	邊	介	三
3番	Щ	本	数	博	4番	武	岡	隆	文
5番	新	田	和	明	6番	芦	田	宏	治
7番	Щ	根	温	子	8番	先	Ш	和	幸
9番	児	玉	史	則	10番	大	下	正	幸
11番	Щ	本		優	12番	熊	高	昌	三
13番	秋	田	雅	朝	14番	金	行	哲	昭
15番	石	飛	慶	久	16番	宍	戸	邦	夫

- 3. 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 4. 会議録署名議員

7番 山根温子 8番 先川和幸

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市 長 石 丸 伸 二 副 市 長 米 村 公 男 教 育 永 井 初 男 危機管理監 松崎博幸 長 総 務 部 長 行 森 俊 荘 企 画 部 長 猪 掛 公 詩 内 藤 道 也 福祉保健部長兼福祉事務所長 市 民 部 長 大 田雄司 業部 森 岡 雅 昭 野 産 長 建 設 部 長 河 恵 近藤修二 防 長 育 次 長 本 智 雄 消 教 宮 田伸二 新谷洋子 総 務 課 長 財 政 課 長 沖 会計管理者 高 下 正 晴 政策企画課長 森 岡 和 子 安芸高田市代表監査委員 木 原 張 登 監査委員事務局長 国 司 秀 信

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長毛利幹夫事務局次長久城祐二総務係長藤井伸樹主任主事山口渉

~~~~~~

## 午前10時00分 開議

○宍 戸 議 長 定刻になりました。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。 日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。 毛利事務局長。

○毛利事務局長 おはようございます。諸般の報告をいたします。

第1点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、1件の報告がありました。

写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。 以上で、諸般の報告を終わります。

○宍 戸 議 長 以上をもって、諸般の報告を終わります。

続いて、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、 御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の 報告を求めます。

熊高議会運営委員長。

○熊高議選誘長 本日の会議の運営につきまして、9月21日に議会運営委員会を開き、 次のとおり日程に追加しましたので、報告をいたします。

追加案件となる議案第62号「財産の取得について」は、提案理由の説明の後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことといたしました。

以上で報告を終わります。

○宍 戸 議 長 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○宍 戸 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において7番 山根議員、及び8番 先川議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 議案第50号 安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等 に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第51号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例

〇宍 戸 議 長 日程第2、議案第50号「安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第3、議案第51号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件までの2件を一括して議題といたします。

本案2件は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員 長から審査結果の報告を求めます。 山根総務文教常任委員長。

## ○山根総務文教常任委員長

令和4年9月7日付で本委員会に付託されました議案第50号と議案第51号の2議案及び議案第50号「安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」に対する修正案についての審査結果を報告いたします。

付託のあった議案につきまして、9月15日に総務文教常任委員会を開き、市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第50号「安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」は、消防団の定員数を実員規模に変更し、消防団員の年額報酬及び出動報酬について、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、委員より、「報酬額は、合併時に協議を行い、額を決定している。過去の経緯を踏まえて、このたび報酬改定するのか、また、どのような経緯で現在の報酬額が設定されているのか。」との質疑があり、執行部より、「合併の際、余りにも報酬額が高い町があり、旧6町が合意できる年額報酬を採用し、報酬決定している、これが過去の経緯である。これまでなぜ報酬額の改定がなかったかだが、このたび初めて消防庁が年額報酬の基準を示したので、各自治体が国の基準に基づいて報酬改定をしており、本市もその方針に従って報酬改定していきたいと考えている。」と答弁がありました。

また、「年額報酬の標準額が示されたのは団員であり、それ以外の役職は示されていない、報酬を下げるのはなぜか。」との質疑があり、執行部より、「国の通知に基づいて団員の報酬額が示され、それは交付税単価となっている。団員以外の役職については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡の取れた額をという通知内容である。それに従って、この改正を行っている。」と答弁がありました。

また、「災害捜索及び警戒出動並びに訓練出動の単価について、2時間未満2,000円、2時間以上5時間未満4,000円、5時間以上8000円となっており、時間当たり1,000円が基準として示されているのではないかと思うが、5時間ぐらいの出動が多い場合、4,000円だと厳しいのではないか、この時間に当てはまる出動は平均で何時間ぐらいになると想定しているのか。」との質疑があり、執行部より、「区分けについては、基本的に平均値といった考えは取っておらず、国から業務の負荷と活動時間を考慮するよう示されたので、そのように時間区分した。」と答弁がありました。

また、「実員数が765名程度だったということだが、任免権者がいろいろと精査をし、今回の定数になったのか、それとも、各方面隊長と話をされる中で、これが基本線にしようという話を具体的に行ったのか。」との質疑があり、執行部より、「実員数と定員数に乖離があり、負担額を小さくするため、770名の定員数にした。消防団員の報酬を個人支給にするため、1年前からこの話を各消防団に説明しており、活動実績の

ない団員については話をした上で退団をしていただき、765名の数字になっている。」との答弁がありました。

また、質疑の後、近年頻繁する豪雨災害等の中で、自らの危険と隣り合わせの中、市民の生命・財産を守るために消防団はその使命を全うされており、その果たす役割、重要度、また、市民の期待度は以前にも増して高まっている、消防団組織の体制強化と士気高揚のためにも、年額報酬については修正することが適当であるという理由から、お手元にお配りしたとおり、議案第50号「安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」に対する修正案が提出され、審査を行いました。

内容は、議案第50号「安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」のうち、第12条第2項に掲げる年額報酬について修正を行うもので、団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の年額報酬を現行の支給額とし、団員を年額3万6,500円支給するものです。

審査の過程において、委員より、「国の示した基準に沿って合理的な判断をした場合、執行部の出した原案の額になるのではないかと思うが、この額にする合理的な理由は。」との質疑があり、提案者より、「報酬は、合併時、旧6町の消防団の報酬の歴史などを吟味して決められており、安芸高田市に一番適当だという考えの下、今日まで改定されていない。国の基準が示されたから改定する、およそ独自性のない自治体運営ではいけない。合併した経緯を考慮すれば減額すべきではないと思う。本市は、他市に合わせるのではなく、独自に消防団のことを考えて年額報酬を据え置くべきである。」との答弁がありました。

討論において、委員より、「原案に賛成する理由とし、国から示された指針に基づいて交付税への単価を参考した額となっており、定員についても、現状、余計な経費が発生しなくて済む提案内容となっている。また、周囲の消防団員、幹部からも反対する声が上がっていないことから、原案に賛成する。」、また、修正案に対しては、「報酬額の合理的な理由を求めたが、合理性がないと認めたため、修正案に反対する。」との討論がありました。

また、委員より、「近年、これまでにない異常気象により大きな災害が続出しており、人口減少、高齢化が進む中、本市にとって生命・財産を守るのは消防団にほかならない。合併以来、継続している幹部の報酬を下げる根本的な理由がない。」との修正案への賛成討論や、「昨年の災害など、出動は目に見えて危険度が増している。そのような中、団員は報酬が上がるが、その他の役職が下がる、私は現状でいいと思う。現状が高いという市民の声はなかったと思う。」との修正案への賛成討論がありました。

審査した結果、議案第50号については、修正案並びに修正案以外の原案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、育児休業などの取得要件の緩和に伴い、育児を行う職員の仕事と家庭の両立を一層容易にするため、育児休業の分割取得や取得回数制限の緩和を盛り込む改正を行うものです。

審査の過程において、委員より、「本市の男性の育児休業の取得率はどのくらいか。」との質疑があり、執行部より、「本市の男性の育児休業の取得率は、令和2年度が50%、令和3年度が60%である。ちなみに、女性は、令和2年度、令和3年度とも100%である。」との答弁がありました。

審査の結果、議案第51号については、全て原案のとおり可決すべきも のと決しました。

以上、報告といたします。

○宍 戸 議 長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

田邊議員。

〇田 邊 議 員 では、議案第50号、消防団員のことについての修正案について主に質問させていただきます。

まず、1点目です。国の通知では、団員より上位の役職にある者等については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡の取れた額となるよう定めるとなっていますが、修正案は通知に沿っていないように思います。国からの通知や基準、勧告などは消防団の報酬以外にも多々ありますが、国からの通知の扱いについてどのように審議されたのか教えてください。

2点目です。修正案の金額の根拠について、委員会の中で合併協議会の中で決められ、それ以来変更されることもない報酬の歴史を考えると、この額が適当とありました。この理由であるならば、全ての金額を据え置くと考えられるのですが、修正案は、班長以上の役職の報酬は据え置いて、団員の報酬だけ変更するということになっています。矛盾しているように思えるのですが、金額の根拠をどのように審議され、委員会としてどう整理されたのか教えてください。

3点目です。国からの通知で、市町村において業務の負荷や職責等を 勘案しの部分ですが、現実に業務の負荷がどのように変化しているのか、 消防団の活動実績ですね、出動回数や活動時間等のデータをどのように 調査され、審議されたのか教えてください。

4点目です。消防団員の報酬について、当事者の意見はとても重要だと考えます。消防団の総意を委員会としてどのように調査されたのか教えてください。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

山根総務文教常任委員長。

 るこの第50号に対しては、要点記録簿を皆様方の机に配付させていただいていると思います。

それを見ていただければ、1番、2番については、修正案のところというか、その前から質疑の中でしっかりと審査をしております。

さらに、出動回数というところも少し言葉を足して御説明をするところではございますが、出動回数等については、危機管理監のほうで細かく出動回数等は御答弁はいただいておりませんので、そこのところは私から説明することはございません。

さらに、先ほど御質問がありました4点目についてはですが、消防団の総意、これについても委員会として執行部にお聞きしましたが、執行部からは幹部会議のほうで説明をしたと言われ、委員のほうからは歩いて回って聞くことはしていない、ただ執行部の説明に対して納得ではなく仕方がない、やりようがない、団体交渉をして報酬額を据え置くような組織ではないというような発言があり、また、国が示した基準で言われたら仕方ないということになる、そのまま行くべきということを示すのは、ここが一番の防波堤ではないですかという委員の意見がございます。

以上でございます。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

田邊議員。

○田 邊 議 員

3点目、4点目は何となく分かったんですけど、2点目です。確かに要点記録簿には詳しく書いてあるのですけれども、班長以上の報酬といいますか、合併協議会の中で、それ以来変更されていないから据え置くべきであるという議論はされたということなのですが、ただ、そうであれば、団員の報酬も据え置くというのが普通といいますか、そう解釈しているのですけれども、団員の報酬だけ上げているという部分についてはちょっと触れられていないので、そこをどういうふうに議論されたのかを教えていただきたいということです。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

山根総務文教常任委員長。

○山根総務文教常任委員長

これについては、委員からは、国が持ってきた標準額、団員の3万6,500円をもって、なぜ幹部の報酬を市町村において業務の負荷や職責などを勘案し、標準額と均衡の取れた価格と定めるようにという国からの通知だけで下げていくのかというところが論点になっております。ですので、そこのところを委員会の中では委員からは、国が基準を示したのかと、階級が上の団員に向けて標準額は示されていないのに、3万6,500円の団員以外の役職報酬を下げるのはいかがなものかという質問が出ております。それに対して、執行部の答弁は、国の通知に基づいて団員報酬が3万6,500円とされた。さらに、それは交付税単価となっている、なので標準額との均衡、それ以外の役職については標準額と均衡を

合わせて定めるようにという部分を交付税金額を採用したというふうに 説明したが、そのときの委員との見解の違いと理解されております。

さらに申し上げますと、この交付税の額の根拠、委員からの質問です。「交付税の中にその単価が示してあるので、それを採用したと理解してもいいのか。」という質問に、執行部として、「御指摘のとおり、3万6,500円は交付税の標準額と均衡を図る場合に、どの単価を均衡を図る額として設定するかということを市として考えた。その場合、均衡を図るのであれば、交付額単価を採用するのが最も合理的だろうと考えた。」さらに、委員からは、「それについて幹部会議ではそういう説明ではなかった。国が示した標準額なのですという表現で、県内市町が全部その方向に行っている。」というところで理解を求められている、理解してもらう方法として、これはあんまりではないか、まずかったのではないかという質問が出ておりました。それに対して、執行部としては、「消防団に対する説明については、そのように聞こえたのかもしれないが、執行部はそのような説明はしていないものと認識している。」というやり取りがございました。

というのが、委員会の中での質疑、答弁の内容でございます。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊 高 議 員

今、田邊議員からも質疑があったように、団員の報酬額と幹部の皆さんの報酬額、今の説明では十分理解できるような内容ではなかったので、そこのところも、さらに踏み込んだ委員会での協議というのを示していただきたいと思います。

さらに、もう1点は、消防団の聞き取りを行ったというふうに委員の中からも発言があったようですが、私も、もともと消防団でもありますし、消防団員の使命、そういったものをしっかり持った活動をしている消防団の皆さんがどんなふうに受け止めておられるかというのを団長に直接話を聞きに行きました。そうすると、委員会の中で協議されたこととはかなりニュアンスが違うと受け止めています。その辺を委員会として聞き取りは十分であったのか、まず、そこのところをお伺いしたいと思います。

また、もう1点、委員会の最終盤のほうで、この報酬を県内でも高い レベルに置くということは市長が評価されるというような発言がありま した、修正案の提案者からの発言です、これは。そういったことを委員 会としても共有をされて確認されておるのかということもお伺いしたい と思います。

以上、とりあえず3点お伺いします。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

山根総務文教常任委員長。

○山根<br/>
と対<br/>
が<br/>
が<br/>
が<br/>
は<br/>
す<br/>
が<br/>
は<br/>
す<br/>
が<br/>
し<br/>
て<br/>
消防団の<br/>
意見を聞いて回ったかというよう

なところがありましたけれども、それについては執行部のほうが回った という説明を私はしたと思います。委員会としては、委員のほうから歩 いて回っているようなことはしていないというような、近くの方から聞 いたというところでございました。それは1点、訂正をしておきます。

さらに、2点目は、聞き取りは十分だったかというところでしょうか。 暫時休憩いたします。

○宍 戸 議 長

~~~~~()~~~~~~

午前10時28分 休憩 午前10時29分 再開

~~~~~

○宍 戸 議 長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

○山根総務文教常任委員長

先ほどの質疑にお答えいたします。

まず1点目、田邊議員にお答えしたのでは十分でないということでした、報酬についてです。報酬については、今回、執行部から提案されたものが団員以上の方の年額報酬を下げるものでありました。それに対して修正案は、団員以上の消防団員に対して、団長以下ですが、そこについて今回の改正案ではなくて、もともとの平成16年から続いております年額報酬に修正するという案でございます。そこのところを金額をどのようにというようなことではございませんが、委員会の中で発言が出ておりますのは、こちらの皆さんにお配りしている要点記録簿の中の討論の中に含まれているものです。委員より、これまでにない異常気象により大きな災害が続出している以下等々と、今の役職のものを下げなくても現状でいいと思うという意見が出ております。

一番最後の御質問ですが、これについては、この前の前段の委員からの質問の中に、「消防団員の方々は、あんたら高い額をもらっていいよなと言われるようになりかねないと思うが、それについては。」という修正案に対する質疑がございました。それに返す言葉として、「そういうような言い方をするのであれば、市長に対してはこうですよ。」というような発言が出ているものでございます。これについては、受け答えの問題でありまして、委員長としては追及はしておりません。その後、委員会の中で説明をし、また、今後についてのお話もしているところでございます。こういうことについては、提案者は、「そのような可能性はないと思います。今のままで行こうと言っているので危惧してはおりません。」と答えられております。

以上です。

○宍 戸 議 長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員

報酬額については、シンプルに考えて、やり取りしたほうがいいかな と思うので、団員の報酬額は交付税の額に準じてやったけれども、幹部 の皆さんの報酬額は今までどおり据え置くのだという、そこの団員の報 酬も含めて見直すという形なら、ある程度、修正案の提案というのも納 得できるところがあるのですが、一部だけを変えていくという形は少し 修正案の意図が見えづらいかなということで、お聞きしております。

それから、2点目と3点目が今ダブった御答弁をいただいたのですが、 消防団が今の幹部の報酬が高いということでどう見られるかということ を危惧されたというようなやり取りもあったということですが、先ほど 申し上げたように団長に直接お聞きしたら、団長のほうは、その提案に 対して、全県下で一番高い報酬の額といったものを頂くということは、 消防団精神といいますか、ボランティアを中心とした考え方の団として はやはり変えるべきだろうという受け止め方をしたということなので、 委員会で協議されたこととは、かなり違うニュアンスの最大幹部の御答 弁があったので、本当に団の皆さんの意見を聞いて、そのようにしたの かどうか、むしろ報酬で動いているのではないという消防団の意図から すると、それは報酬が高いほうがいいというのは分かっておりますが、 そこのところを逆に誤解されるようなことがあっては消防団としての誇 りが傷つくというような意識も団長は持っておられて、それを幹部会で 団のトップとして取りまとめられたという背景があるのです。そういっ た消防団の思いというのを本当に反映された委員会での協議であったか どうかというのを私は一番危惧するのです。本当に消防団の思いという のを酌み取った委員会の協議になっているのかどうか、その辺を委員長 として委員会を仕切られた中でどのように感じておられるか、委員会の 在り方そのものもいろいろありますけれども、そこのところをまず、た だしておきたいと思います。

〇字 戸 議 長 山根議員、質問に対する答弁ですから、委員長としての答弁をしてく ださい。

答弁を求めます。

山根総務文教常任委員長。

○山根総対線経験 委員長として申し上げますと、先ほど熊高議員は、付託事件そのものに関わる質疑をされております、団員報酬について。既にこれについては委員会で議論を尽くしております。委員会付託以前の本会議における質疑の状態に戻るような結果となる可能性もありますので、付託事件そのものに対する質疑となるようなことは、議長、止めていただきたい

それから、委員会の審査について意見を言われておりますけれども、 委員会として慎重審議を尽くしております。

以上です。

と思います。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

熊高議員。

○熊 高 議 員 絞って、最後の質問になりますので、消防団の意向をしっかり反映された委員会の議論になったのかどうか、それが委員長報告に反映されているのかどうかということを改めてお聞きしたいと思います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

山根総務文教常任委員長。

○山根<br/>
総対<br/>
がは<br/>
延載を<br/>
しっかりと<br/>
慎重審議を<br/>
して委員会はやって<br/>
まいりました。

以上です。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍 戸 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

○宍 戸 議 長

討論がありますので、これより本案2件を個別に討論、採決行います。 まず、議案第50号「安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等 に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許しま す。

討論は、修正案も含めて討論を行います。

まず、修正案に反対し、原案に賛成される方の討論の発言を許します。 芦田議員。

○芦田議員 私は、安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 の一部を改正する条例案に、賛成の立場から討論します。

現在、消防団員数の減少が危機的状況になっている一方、自然災害は 多発化しており、消防団員の役割が年々大きくなっています。この現状 において、団員の労苦に報いるための処遇の在り方について、消防団員 の処遇等に関する検討会の報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を推進す るための消防庁長官通知が発出され、それに伴い、市が条例改正案を上 程したものです。

追加資料にある消防団員年額報酬額県内市町一覧から分かるように、 12市町のうち11の市町が国の交付税単価に合わせており、その他、三原 市においても同様の内容が9月22日に議決されています。市の原案も国 の交付税単価と同額となっており、役職の団員の報酬は標準額と均衡の 取れた額となるように定めるということも満たしており、合理的な報酬 額案になっています。ちなみに、東広島市と江田島市の役職の団員報酬 額は、改定前は安芸高田市より高額でしたが、改定後は原則交付税単価 と同額となっています。

安芸高田市の場合、広島県や県内各市町と十分な情報交換をした上で報酬額案を示しています。具体的には、階級により現行より増額になる者、現行より減額になる者がありますが、全体的には国の示した標準額をベースに、合理性、整合性のある平準化したものとなっていると言えます。消防庁は、消防業務については市町が変わっても大きな違いはないと見解を示しており、全国的に見ても、今後はこの報酬額で平準化されるのではないかと思います。

修正案については、修正の合理的な根拠がなく、標準額との均衡も図られておらず、役職の団員の報酬額を高額に据え置くものであり、将来にわたって本市の報酬額が県内で最も高くなることを決定づけるものになります。他の自治体に比べて突出した高額の報酬額は据え置き、標準額より低額のものは標準額に合わせるという考え方は、全体の中から、それぞれの好条件のものだけに着目する、いわゆるいいとこどりをしているものであり、修正理由と整合性が取れないものとなっています。

消防団員は、日頃から奉仕的精神で火災や風水害など自然災害から市民の安心・安全を守るため、自らの危険をも顧みることなく、日夜活動していることは高く評価されるものであり、多くの市民が消防団の活動に信頼を寄せ、心から感謝しています。

市の条例改正案は、安芸高田市消防団の10年先、20年先を見据えたとき、消防団員の処遇改善の大きな一歩になると考え、市の条例改正案に 賛成します。

〇宍 戸 議 長 次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。 (討論なし)

○宍 戸 議 長 なしと認めます。

次に、修正案に反対し、原案に賛成される方の討論の発言を許します。 秋田議員。

○秋 田 議 員 私は、原案賛成、修正案反対の立場で討論を行います。

先ほどの芦田議員と共通した部分があるかも分かりませんが、御容赦願いたいと思います。

まず、提案されました安芸高田市消防団員の給与に関する条例の一部 改正につきましては、何よりも消防庁より非常勤消防団員の報酬等の基 準が定められたことに伴い、給与に関する条例の一部を改正するものと 執行部より説明を受けており、この部分につきまして、議会としては、 まず理解をすべきだろうと私は判断いたします。何事も基準を基に物事 は進んでいるということが大事な要素になっていると思います。

改正内容では、国の通知内容や県内市町の年額報酬の状況を踏まえ、ここなのですけど、交付税単価の額を採用し、年額報酬の額を改正するものであるということであり、県内市町の大半が交付税単価を採用していることを踏まえ、本市においても執行部において、この点を考慮して提案されているだろうということに、また改めて議会は理解を示すべきだろうと考えます。

具体的な内容で判断いたしますと、団員階級のものにつきましては、年額3万6,500円を標準とするということで、改正前より4,500円増額となっております。一方で、団員より上位の役職にある者は、市において業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡の取れた額となるよう定めるということに基づかれまして、現行から国の交付税単価に減額するということになっております。執行部が提示された資料では、県内11市町が交付税単価にしている点を考慮すると、団長から部長まで報酬減につ

いては理解すべきだと私は判断いたします。

さらには、近年増加している災害時における出動報酬の額は、1日当たり8,000円を標準としており、ある意味、増額となっているということと捉まえれば、執行部の提案は憂慮すべきだと判断できると思います。こうした中で、この議案について判断するとき、近隣市町の三次市、庄原市、安芸太田町、北広島町では、報酬について現在検討中ということの資料を頂きましたが、令和4年9月14日現在では、団長の額はいずれも10万円以上となっており、交付税単価を上回っておりますが、団員では1万4,000円から1万9,000円の範囲となっており、本市における報酬の改正条例を判断するときの私は参考にすべき点だと考えます。

何よりも、執行部の説明では、年額報酬額の改定案については、1年前から各消防団に説明をされ、提案されているということは議会としては重要視する必要があると思います。修正案における部長以上の報酬額の現状維持は、確かに消防団員の日常、あるいは有事における、たゆまない努力には敬意を表し、そういう考えもあるかなとは思いますが、私も、先ほど熊高議員も述べられたように、ある分団長等にこの件について意見をお伺いしました。分団長いわく、「報酬だけで活動しているのではなく、ある意味、みんな、ボランティア精神、地域のために活動している。」というありがたい言葉、返答をいただいております。

こうしたことを踏まえまして、私は、この件について原案賛成、修正 案反対の立場での討論といたします。

〇宍 戸 議 長 次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。 大下議員。

○大 下 議 員 議案第50号「安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」の修正案に賛成の立場で討論いたします。まず初めに、各地域の消防団は、市民の生命・財産を守るために、市民のための消防団であることを皆さんに改めて認識していただきたいと思います。

このたびの条例改正は、あくまで消防団員の処遇改善が目的であり、 特に改正後の第12条、年額報酬と別表の出動報酬が改善の対象になって います。別表の出動報酬については異論はありません。

年額報酬の改正は、処遇の改善になっておりません。国の検討会の最終報告書にもあるように、今回の処遇改善は支給額が低い市町村については引上げ等を図る必要があり、国が、こうした団体に対して早急にその引上げを行うよう要請してきたにもかかわらず改善が進んでこなかった、こういった背景の中での今回の要請ですので、まずは一般団員の報酬について引上げを行う、このことは通知の趣旨に合致しています。

それから、問題の部長以上の階級についての改正部分ですが、今回、 国が示している非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点についての 第2についても触れられているとおり、年額報酬の額については、基準 に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準 の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討することと記述があること、さらに、団員より上位の階級にある者等の年額報酬については、市町村において業務の負担や職責等を勘案して、均衡の取れた額を定めることと記述があります。本市の現行の部長以上の報酬額は、それぞれ合併時に均衡の原則に基づいて定められたものであります。さらに、県内的に高い水準にあるものの、最終報告書を見れば、団長の全国の条例平均額は14万4,785円と本市より約2万8,000円余り、副団長は2万2,000円余り高い額と、本市の現行額は全国的に見れば、決して高い水準ではないことが分かります。

さらにつけ加えますと、最終報告書には、年額報酬額と消防団員数の 関係について、年額報酬が高い団体では、消防団員の減少率が低く抑え られている傾向にあると記述があります。今回、条例定数を95名削減す るとの提案ですが、今後において、極力、団員の確保に努めることが求 められます。その意味では、報酬を据え置くことは極めて有効な手段と 言えます。

以上、処遇改善という国の通知の趣旨、均衡の現行の原則の観点、今後の団員確保の観点から、修正案に対する賛成討論といたします。

〇宍 戸 議 長 次に、修正案に反対し、原案に賛成される方の討論の発言を許します。 田邊議員。

○田 邊 議 員 原案に賛成、修正案に反対の立場で討論いたします。

このたび、国から消防団員の報酬の基準が初めて示されました。これ はあくまで基準であり、自治体の裁量で報酬金額を決めることもできま す。基準を無視し、独自で金額を決めるのであれば、それ相応の理由が 必要です。

修正案については、その理由、根拠を先ほど質疑いたしましたが、納得いく答弁ではありませんでした。消防団員の報酬を変更するのに消防団の活動実績も調査せず、消防団の総意も聞かず、消防団に説明もしていない、こんな状態で正しい議論ができるのでしょうか。もし消防団の活動実績を調査し、聞き取り等を行えば、この修正案の金額ですら少ないという話になった可能性もあります。これは、議会の怠慢と言われても仕方ないと思います。よって、修正案に反対いたします。

原案についてですが、執行部は原案の報酬金額の根拠について消防団に説明もされ、聞き取りもし、当然、活動実績は把握している状態です。消防団に説明をされる中で、もろ手を挙げて賛成ということはなかったと思います。しかし、仕方がないという形でも一定の理解を得られていることが消防団としての総意であると考えます。消防団の皆様には、日々の活動に感謝しかありません。団員数低下や待遇、そのほかにも様々な課題があると認識しております。それらの課題を解決していくために、しっかりとした調査、議論をしていくことが議会の役割だと考えます。以上のことから、原案に賛成いたします。

○児 玉 議 員 議案第50号の修正案に賛成の立場で討論いたします。

非常備消防団員の報酬等の基準において、年額報酬の額は、団員より上位の役職のある者等については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡の取れた額となるよう定めるとあります。したがって、各市町は国の交付金額に沿うように見直しをされておりますが、各市町によって対象となる面積の広さ、団員数の多い・少ない、あるいは災害の発生件数の多い・少ない、また、危険箇所の多い・少ない、これらは各市町で条件が異なるため、部長以上の年額報酬を一律に考える必要はないだろうと思います。

また、部長以上の上位の役職の方々は、日々、団員との信頼関係の構築に努力され、いざというときのための規律を維持した組織づくりに尽力されている状況で、月額1万円にも満たない報酬のカットはモチベーション低下になることも危惧される事態であり、現状を維持することが必要だろうと思います。

また、市民の安心・安全を支える仕事は、地域のためにという自己犠牲の精神に基づく活動であり、その気持ちに対する感謝の気持ち、誰もが敬意を示し、報いる社会でならなければならないという思いで今ある報酬額は決まっているように思いますし、当事者の気持ちというより、市民の感謝の気持ちの表れだと思っております。

よって、部長以上の報酬は現状維持が妥当と思いますので、修正案に 賛成し、討論といたします。

〇宍 戸 議 長 次に、修正案に反対し、原案に賛成される方の討論の発言を許します。 南澤議員。

○南澤議員 原案賛成、修正案に反対の立場で討論いたします。

まず、修正案の提案理由についてですけれども、先ほど来ありますように、報酬のために消防団活動をやっているわけではないという団員の方々がほとんどです。報酬のためにやっているという方は、お目にかかったことがありません。皆さん、ボランティア精神を基に、地域のために活動してくださっています。大変ありがたいことだと思っています。ただ、この報酬の多寡で士気が上がるかというと、そういうものでもない、報酬のためにやっているわけではないというところに尽きると思います。

続いて、説明理由に納得がいかないというところをお話しさせていただきます。自治体による独自性はもちろんあっていいと思いますが、相応の理由が必要であるというのは同僚議員が述べたとおりです。合併時に定めた額が最適だというような回答が質疑の中で出てきましたが、それぞれの町の合併時の報酬額を見てみると、常備消防がなく広域組合に所属していなかった向原町が突出して高く、それ以外の5町と比べる中で、向原を除いたところの報酬で一番高いところを取ってきたというの

が経緯としてあります。7つの階級のうち、5個の階級は向原を除くものの一番高いものを取ってきました。残った2つのものは、上の階級と下の階級のちょうど間を取ったようなものという形で、各市町の報酬の均衡は取ったものと思われますが、この際に業務負荷、職責について均衡が取れた額とするような議論が行われたような経緯は見受けられませんでした。

また、この修正案をもって安芸高田市が広島県内で一番高い報酬となる見込みですが、幹部団員の報酬を考えるに当たりまして、カバーする面積を分団の数で割ってみたものが県にありましたので、その数字で検討しましたところ、安芸高田市は県全体でいうと、ほぼ平均値の面積のカバー率です。各分団がカバーする面積は、ほぼ平均値です。安芸高田市よりも広い面積を各分団がカバーしているというのは、庄原市、三次市、北広島町とありましたが、安芸高田市が一番広い面積をカバーしているというわけではありません。そういった点を勘案すると、安芸高田市が一番高くなるというところに正当性のある理由が私の中では見つけられませんでした。また、正当性のある理由が説明の中でありませんでしたので、説明に納得がいかないということが修正案に対する反対理由であります。

つけ加えて、財政状況が厳しい中、議会主導で副市長の定数削減を行っている最中であります。この修正において142万円余り財政的には負担が増えていくというところです。この辺りも大いにどう考えるかというのは、我々議員が考えるべきことです。議員が消防団の総意でというわけではなくて、議員の思いで今回修正案が出てきて可決されているわけですけれども、この財政状況が厳しい中で議会の思いでこれだけの額が毎年、執行部の提案よりも多くかかっていくことというのは、議会に当然責任があることで、今後、議会で定数の削減だったり、報酬について考えていかなければいけないということを申し伝えて、私の原案賛成、修正案反対の討論といたします。

○ 宍 戸 議 長 次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。 (討論なし)

○宍 戸 議 長 なしと認めます。

次に、修正案に反対し、原案に賛成される方の討論の発言を許します。 熊高議員。

○熊 高 議 員 今、何名かの賛成討論を聞いておりまして、基本的にはその内容にほとんど網羅されておりますが、私が一番申し上げたいのは、総務委員会の状況を見ておりまして、消防団の経験者が本当にあの中にいらっしゃったのかなという気がしています。というのは、先ほど申し上げましたが、ボランティア精神を持った誇り高き消防団の皆さんです。今、賛成討論された2人の田邊議員、南澤議員も現職の消防団員です。だから、消防団精神を鑑みて、そういった発言をされたと思いますし、安芸高田市の合併前の消防団というのは、ポンプ操法で全国の一番になった消防

団です。いかに指揮・命令系統がしっかりとし、あるいは消防団としての意識が高い消防団であったかとそういう背景を持った合併した後の消防団も、その精神を受け継いでおります。そういった精神を受け継いだ今回の団長の発言というのは重みがあると私は受け止めております。そういったことをしっかり議会としても受け止める必要があると思います。さらには、今、南澤議員もおっしゃったことですが、それぞれ地域の条件というのは違うわけです。そういった中で、現在の常備消防との関係も含めて今後どのようにしていくのかということを議論すべきことが議会の役目だと思います。これを機会に、そういった議論につながるような形になればと思っておりますので、今回の議案第50号の原案に賛成し、修正案というのは消防団の誇りを傷つけるような内容であるというのを私は感じますので、それについては反対させていただき、原案についての賛成討論とさせていただきます。

〇字 戸 議 長 続いて、修正案に反対し、原案に賛成される方の討論の発言を許します。

(討論なし)

○宍 戸 議 長 なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号「安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」の採決に入ります。

本案の委員長の報告は、修正でありますので、まず委員会の修正案について起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍 戸 議 長 起立多数であります。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を 求めます。

[起立多数]

〇宍 戸 議 長 起立多数であります。よって、修正部分を除く原案は可決されました。 次に、議案第51号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○宍 戸 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇宍 戸 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで、換気のため、11時20分まで休憩といたします。

○宍 戸 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第4 議案第52号 安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例 の一部を改正する条例

日程第5 議案第53号 広島県水道広域連合企業団の設立について

〇宍 戸 議 長 日程第4、議案第52号「安芸高田市子育て支援センター設置及び管理 条例の一部を改正する条例」の件から、日程第5、議案第53号「広島県 水道広域連合企業団の設立について」の件までの2件を一括して議題と いたします。

> 本案2件は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員 長から審査結果の報告を求めます。

大下産業厚生常任委員長。

〇大下離駐艦 令和4年9月7日付で、本委員会に付託されました議案について、審査 結果を報告いたします。

付託のあった2議案について、9月16日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第52号「安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、令和4年10月1日から市役所の開庁時間が午前9時から午後5時に変更されることに伴い、子育て支援センターの利用時間を変更するものであります。

子育て支援センターは、育児家庭のサポートを行い、保護者の悩みや 不安を取り除き、公共の場で交流を図ることで、子育て家庭の孤立を防 ぐことを目的としております。

また、隣接するプレイルームでは、子育て中の親子の交流の場として、 親子交流会、親子体操、オンラインによるおしゃべり広場など、事業展 開をしております。

審査の過程において、委員より、「時間変更による影響は何か考えておられるのか。」と質疑があり、執行部より、「現在のところ大きな影響は想定していない。緊急時の電話等での対応は、まだ今までどおり継続していく。」と答弁がありました。

次に、議案第53号「広島県水道広域連合企業団の設立について」は、 広島県水道広域連合企業団を設置することに伴い、同企業団規約を制定 することについて、関係地方公共団体と協議するため、議会の決議を求 めるものであります。

これまでの取組が、令和3年4月、企業団への参加意向を示した市町と県で、広島県における水道事業の統合に関する基本協定を締結し、水道

企業団の設立に向け検討を進め、7月25日の協議会において、事業計画 と企業団契約を取りまとめたと説明がありました。

審査の過程において、委員より、「企業団から脱退するときに何かペナルティーが課せられたりするのか。」と質疑があり、執行部より、「本市においては抜けることはない。他の自治体が脱退するケースでの対処方法は把握していない。」と答弁がありました。

また、「浄水施設の災害でストップした際の体制づくりはできているのか。」との質疑があり、執行部より、「企業団に参加していない広島市や呉市も含め、災害協定を結んでいる。そういった災害が起きたときに速やかに対応できるような体制は整えている。」との答弁がありました。

また、「水道未普及地帯がまだあるが、今後、総合的な水道事業の見直しは行うのか。」と質疑があり、執行部より、「未普及地帯の解消は大きな課題と捉えている。現在、担当課の課題の整理を行っており、企業団でも、そこらを検討できる体制を整えているところである。今後、費用対効果も含め、検討してまいりたい。」と答弁がありました。

また、「本市の事業費が86億円になっているが、企業団全体での整備 事業費は。」との質疑があり、執行部より、「広島県全体でいうと、こ の10年で1,908億円を見込んでいる。」と答弁がありました。

以上の2議案について審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきと決しました。

以上、報告といたします。

○宍 戸 議 長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

〇字 戸 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍 戸 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

日程第4、議案第52号「安芸高田市子育で支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件から、議案第53号「広島県水道広域連合企業団の設立について」の件までの2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

〇宍 戸 議 長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

| 日程第6  | 認定第1号           | 令和3年度安芸高田市一般会計決算の認定につい<br>て                         |
|-------|-----------------|-----------------------------------------------------|
| 日程第7  | 認定第2号           | 令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算<br>の認定について                   |
| 日程第8  | 認定第3号           | 令和3年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決<br>算の認定について                  |
| 日程第9  | 認定第4号           | 令和3年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認<br>定について                     |
| 日程第10 | 認定第5号           | 令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計<br>決算の認定について                 |
| 日程第11 | 認定第6号           | 令和3年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について                      |
| 日程第12 | 認定第7号           | 令和3年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について              |
| 日程第13 | 認定第8号           | 令和3年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について                        |
| 日程第14 | 認定第9号           | 令和3年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について                        |
| 日程第15 | 認定第10号          | 令和3年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について                        |
| 日程第16 | 認定第11号          | 令和3年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について                        |
| 日程第17 | 認定第12号          | 令和3年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について                         |
| 日程第18 | 認定第13号          | 令和3年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について                        |
| 日程第19 | 認定第14号          | 令和3年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の<br>認定について                    |
| 日程第20 | 認定第15号          | 令和3年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の<br>認定について                    |
| 日程第21 | 認定第16号          | 令和3年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分<br>及び決算の認定について               |
| 日程第22 | 認定第17号          | 及い伏鼻の認定について<br>令和3年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及<br>び決算の認定について |
| E 540 | **** === + **** |                                                     |

〇宍 戸 議 長 日程第6、認定第1号「令和3年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第22、認定第17号「令和3年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの17件を一括して議題といたします。

本案17件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

金行予算決算常任委員長。

## ○金行門熟點

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

定例会の初日において本委員会に付託された認定第1号から認定第17 号までの令和3年度一般会計、特別会計並びに公営企業会計の決算の状況について、審査の経過と結果を報告いたします。

付託のあった17件の認定議案案件について、9月21日、26日の両日、 執行部へ説明員の出席を求め、歳入歳出の決算状況を確認し、予算執行 と行政効果について審査いたしました。

令和3年度普通会計決算の規模は、歳入総額が230億2,743万円、歳出 総額が217億9,264万2,000円となり、決算規模は歳入歳出とも前年度を 下回るものとなりました。

実質収支は9億2,903万4,000円で、これから前年度の実質収支を引いた単年度収支は、3億9,597万4,000円でした。

単年度収支に財政調整基金積立金41万3,000円などを加え、基金取崩額は2億2,900万円を差し引いて得られる実質単年度収支は、プラス1億6,738万7,000円でした。

財政の指標では、経常収支比率は88.6%と前年度から4.2ポイント改善しており、これは計算式の分母となる歳入の経常一般財源が普通交付税の増額などの影響で、令和2年度から約5億円増加したことが要因でした。

実質公債費比率は12.3%で、合併後、最も低い数字となり、将来負担 比率は83.9%でした。

審査の経過ですが、一般会計において出された主な質疑と答弁は次の とおりです。

危機管理課の審査の中で、非常備消防事業について、委員より、「消防団員自動車運転取得費補助金の運転免許取得時の補助金の内容を伺う。」との質疑があり、執行部より、「平成29年3月以降に普通免許を取得した者は、3.5トン未満の車両しか運転できなくなっているため、限定解除するため補助した。消防団員が準中型免許取得1名、オートマ限定解除1名を見込んでいた。」との答弁がありました。

総務部の審査の中で、総務一般管理事業について、委員より、「弁護士の委託料についての内容を伺う。」との質疑があり、執行部より、「弁護士の着手金2件、個人情報の関係で内容については控えさせてもらう。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査の中で、私立保育園支援事業について、委員より、「保育園の待機児童の6人の要因について伺う。」との質疑があり、執行部より、「1つの保育園のみを希望され、そこがだめだったら自宅で保育するという人たちの人数である。保育園に入りたくても入れなかった待機とは違う。」との答弁がありました。

産業部の審査の中で、水産業総務管理事業について、委員より、「八 千代の養魚場が昨年の災害で水路が決壊としたことにより休業している。 今後はどうするか。」との質疑があり、執行部より、「土地は国土交通省が管理しており、現在は市が占用している。今後は、個人には認めないが、地域であれば占用を認めることもできると聞いているので、地元に協議をお願いしている。地元が引き続き運営することであれば、譲渡する方針である。」との答弁がありました。

また、外郭団体との運営指導事業について、委員より、「神楽門前湯治村と、たかみや湯の森の利用者計画値と実績値が逆転しているが、何が原因か分析しているのか。」との質疑があり、執行部より、「客層の違いであり、たかみや湯の森は、安芸高田市内や近隣諸市町を中心に来てもらっている。神楽門前湯治村では広島市や県外からが多い。神楽門前湯治村は、金・土・日の神楽公演も中止していたため、今回の実績の値になったと考えている。」との答弁がありました。

教育委員会の審査の中で、学校支援体制の整備事業について、委員より、「検定公費負担事業の利用率は。検定内容を広げる考えはあるのか伺う。」との質疑があり、執行部より、「対象生徒616人の中に365人が利用し、実施率は59%だった。学校が把握し、団体受検が可能なら今年度対象としたい。」との答弁がありました。

そのほか、特別会計並びに公営会計決算においては、計算された事業 は適正に執行されており、歳入歳出の執行は、遅延なく行われていたも のと判断しました。

また、質疑後の討論において、認定第1号「一般会計決算の認定について」、反対討論がありました。

内容は、「総務費の給料341万8,178円の不用額は、1月から3月までの2人目の副市長給与が主なものと説明があった。1月に予算調整を行った時点で予算執行の予定はないにもかかわらず、減額せず不用額となったものである。予算の財源は一般財源であり、減額し、他の業務に有効利用を図るべきであった。」、また、「市が被告となる裁判費用については、議会人として支出の正当性を知るため質問したところ、2件の事案と回答があり、概要については、裁判への影響や個人情報を理由に概要の説明がなかったため、支出に正当性があるか、適切な執行であるかの判断はできない。よって、決算は認められない。」との意見がありました。

次に、「広報あきたかたに掲載している市政の動きは、市政の見える化・分かる化を進めていることを目的とされているが、当初から、否決された議案や、議員の一般質問に対する市長の一方的な反論や主張の場となっている。議会や議員、さらには報道機関に向けた一方的な解釈に紙面が使われており、広報の役割に大きな影響を与え、地域住民に正しい情報を伝えることにはなっていない。」、また、「マスタープラン、立地適正化計画アンケートの調査方法については、標本調査から全戸調査に変更し、追加補正を行っている。当初は標本調査で、前回と同じ方法によることから経年変化を比較することができているが、何のための

調査方法変更であったのか。恣意的な判断により、予算の適切な執行が されず、時間、コストをかけた上に十分な成果は出ていない。」との意 見がありました。

以上、18議案について、慎重に審査し、採決した結果、認定第1号は不認定と決し、認定第2号から第17号までの16件については認定すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○宍 戸 議 長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍 戸 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍 戸 議 長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。

これより、認定第1号「令和3年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、否決であります。

したがって、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○宍 戸 議 長 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、認定第2号「令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の 認定について」の件から、認定第17号「令和3年度安芸高田市水道事業 会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの16件を一括して起 立により採決いたします。

本案16件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案16件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を 求めます。

[起立多数]

〇宍 戸 議 長 起立多数であります。よって、本案16件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第23 議案第62号 財産の取得について

〇宍 戸 議 長 日程第23、議案第62号「財産の取得について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。 石丸市長。

〇石 丸 市 長 本案は、職員業務用パソコンの取得について、議会の議決を求めるも のです。 議員としての職責をしっかりと自覚し、慎重な御審議をお願いします。

○宍 戸 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊議員。

○田 邊 議 員 すみません、金額の部分が390万円で、これも以前、報告にあったと 思うのですけれども、台数としては300台という説明が以前あったと思うのですけれども。

○宍 戸 議 長 暫時休憩します。

○宍 戸 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ここで、要点説明を行います。

行森総務部長。

○行森総務部長 それでは、議案第62号「財産の取得について」、要点の説明をいたします。

まず初めに、説明資料を御覧ください。

契約の目的でございます。職員業務用パソコンをデスクトップ型から ノート型パソコンに更新するものでございます。

次に、契約予定業者でございます。広島市南区段原南1-3-53、扶桑 電通株式会社中国支店でございます。

納期は、令和4年11月30日を予定しております。

入札の経過でございますが、契約の方法は9者によります指名競争入札を実施し、落札金額でございますが、3,956万7,000円でございます。 令和4年9月12日に仮契約を締結しております。

続いて、議案を御覧ください。

今回の財産の取得についての議案は、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が2,000万円以上の財産の取得となりますので、議会の議決を求めるものでございます。

以下、内容については、先ほど説明したとおりでございます。以上です。

○宍 戸 議 長 以上をもって、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

田邊議員。

○田 邊 議 員 説明があったとおり、金額として3,900万円強で、台数が説明資料で 336台ということで、多分1台当たり大体11万円ぐらいなのかなと思いますが、ノートパソコンでこのスペックのものを普通に買うとしても、今 1台当たり、もっと安いものが手に入ると思うのですけれども、なぜこの金額で、このスペックがどうしても必要で入札という形になったのか、

そこの経緯といいますか、もっと安く買えたのではないかなと思うのですが、その辺りの説明をお願いします。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長

当初、このパソコンの購入につきましては、臨時会で補正を認めていただいたものでございます。仕様につきましては、デスクトップからノート型ということで、それぞれ予算が約6,000万円ちょっとだったと思います。落札額を見ていただきますと3,900万円、当初の見積りからいいまして6割程度の額で入ってございます。

パソコンの仕様については、それぞれ12項目を一応仕様に掲げております。どの分を言えばいいかあれなのですが、例えば、メモリでしたら16ギガ以上とか、SSD、いわゆるCドライブ等でございますが256ギガ以上、あるいはディスプレーの大きさ等々、12項目にわたって仕様をうたっております。その結果の落札額がこういった形になっておると。いわゆる指名競争で9者を指名しておりますので、その中で一番安価な業者だったということでございます。

以上です。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

南澤議員。

○南澤議員

この仕様の一番下の表の7番、HDMI用VGA変換アダプターなんですけれども、これはパソコンのディスプレーの中にある画像を外に出力するために使うものかと理解するのですけれども、これが1台ずつ336個必要な理由を説明ください。

〇宍 戸 議 長 答弁を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長

1台ずつ必要なのかという質疑なのですけど、細かいところまで私は把握してございませんが、いわゆる1人1台パソコンの整備を今回しているわけで、それをもってインターネット環境の確立を含めて、いわゆる持ち出しができるタイプのパソコンということでノート型にしているわけですので、それぞれ1台ずつにそういった機能があるのが最適であろうということです。会議とか、分散勤務のときにも使えるということですので、そういった機能を付加したということでございます。すみません、細かいことまで把握しておりませんので、もし必要でしたら担当の者へ聞かせていただいて、また報告させていただきます。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 1台ずつ336個必要な理由というのは、今の答弁では認識できませんで したので、担当者の方からの御説明をお願いできますでしょうか。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 追って、そのようにさせていただきます。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 財産の取得について審議するに当たって必要な情報だと思いますので、 この場で御説明いただけますでしょうか。

○宍 戸 議 長 暫時休憩といたします。

~~~~~

午前11時54分 休憩 午前11時57分 再開

~~~~~~

○宍 戸 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

答弁を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 すみませんでした。現在使っておりますデスクトップのモニターを、 ノートとデスクトップのモニターと一緒に活用したい、いわゆる有効活 用したいということで上げておるものでございます。2画面でという話 です。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

○宍 戸 議 長 暫時休憩します。

~~~~~

午前11時58分 休憩 午前11時58分 再開

~~~~~()~~~~~~

○宍 戸 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて、質疑を行ってください。

南澤議員。

○南澤議員 既存のデスクトップのディスプレーに接続するということは分かりました。これは全数必要なのかというところについて、今のパソコンは全数デスクトップということでもないと思うのです、ノート型のものもあるのではないかなと思うんですけれども、その辺りを御説明お願いいたします。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 現在の職員のパソコンは、全てデスクトップで行っておりまして、それを2画面で有効活用したいということでございます。

以上です。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

金行議員。

○金 行 議 員 指名競争入札なので、特定の条件、または取得審査を通ったのが12者 と思うのですが、この分はどこの会社かというのは固有名詞は発表はで きるのですか、できるなら発表してもらいたいのですが、できない要素 があるなら、それでよろしいですが、できるか、できないか、1点。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 今の指名競争を行った9者の全ての社名ということですか。これは、 すみません、今、手元にございませんが、ホームページ等に落札結果等 については掲載されてございます。業者の名前も出ていますので、そち らを御覧いただければ分かるのですけど、ただ、9者の名簿は今ここに 持ち合わせておりませんので。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 では、私はホームページを確認して、市民に私がホームページを見られなかった人に報告しておきましょう。

〇宍 戸 議 長 ほかに質疑はありませんか。 田邊議員。

○田 邊 議 員 先ほどの金額の部分で、これは本体のみの価格ということなのでしょうか、それともセットアップの費用も含んだ入札価格と考えてよろしいのでしょうか。

○ 宍 戸 議 長 答弁を求めます。 行森総務部長。

○行森総務部長 おっしゃるとおりでございます。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

〇宍 戸 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍 戸 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (討論なし)

〇宍 戸 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第62号「財産の取得について」の件を起立により採決

いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 [起立多数]

日程第24 閉会中の継続調査の件について

○宍 戸 議 長 日程第24「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継 続調査の申出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。 (異議なし)

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和4年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

~~~~~

午後 0時02分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員